

意見見箱

町民意見箱に寄せられたご意見と回答

●資源ごみを毎週集めてほしい
【ご意見】

資源ごみ(プラスチック製容器包装)を収集しない週があるが、毎週集めてほしい。

【回答】
以前は毎週木曜日にプラスチック製容器包装を収集しておりましたが、缶・燃やせないごみについて収集回数を増やしてほしいとの要望があり、検討した結果、缶・燃やせないごみを月に1、2回、木曜日に割り当てて収集しております。

●和みいな常設展をいつも見られるようにしてほしい
【ご意見】

町図書歴史情報館(和みいな)の歴史情報室の常設展示は、個展や企画展の開催時には見られ

ないです。今後は図書館部分の中央スペースを活用し、古文書などの展示も考えております。

●手続きのため役場へ何度も出向いたことについて
【ご意見】

行政から3通の手続きの手紙が来てそれぞれ3回役場に出向き手続きをしたのち、行政から連絡が来て2通はどちらか1通だけの手続きで良かったですと

●和みいなの常設展をいつも見られるようにしてほしい
【ご意見】

町図書歴史情報館(和みいな)の歴史情報室の常設展示は、個展や企画展の開催時には見られ

ないです。今後は図書館部分の中央スペースを活用し、古文書などの展示も考えております。

【回答】
このたびは、1回の手続きにあたり何度もご足労を掛けお喜び申し上げます。

ご指摘のとおり、通信費も皆さま方からの貴重な税金による

なくなってしまうですが、いつも見られるようにしてください。本のスペースを展示スペースにできないですか。

【回答】
和みいなのは、図書館と歴史情報室の複合施設として、多くの皆さまにご利用いただいております。

●和みいなの常設展をいつも見られるようにしてほしい
【ご意見】

町は、和みいなの多くの方に来館していただくためには、歴史情報室を図書館サービスの中で

活用していく必要があると考えます。

●和みいなの常設展をいつも見られるようにしてほしい
【ご意見】

例えば、図書館に親しみを

持つてもらふことや図書館資料の利用促進のために、歴史情報室の大きなスペースを利用し、季節の行事に合わせたおはなし

●和みいなの常設展をいつも見られるようにしてほしい
【ご意見】

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

●和みいなの常設展をいつも見られるようにほしい
【ご意見】

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

●和みいなの常設展をいつも見られるようにほしい
【ご意見】

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

●和みいなの常設展をいつも見られるようにほしい
【ご意見】

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

神明町地区に防犯灯を整備



このたび、一般財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業費を活用したコミュニティ助成事業により、神明町地区にLED防犯灯30基が整備されました。

●施設利用者への職員の対応について
【ご意見】

職員は、和みいなの多くの方に来館していただくためには、歴史情報室を図書館サービスの中で

活用していく必要があると考えます。

●和みいなの常設展をいつも見られるようにほしい
【ご意見】

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

●和みいなの常設展をいつも見られるようにほしい
【ご意見】

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

●和みいなの常設展をいつも見られるようにほしい
【ご意見】

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

相談

行政相談委員会に相談してみませんか

行政相談委員会が役所(国、県、市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事についての相談に応じ、その解決のお手伝いをします。

●和みいなの常設展をいつも見られるようにほしい
【ご意見】

今回いただききましたご意見を真摯に受け止め、職員の研修

有料広告募集中

町は、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひご活用ください。詳しくは下記にお問い合わせください。

総務課 秘書広報係 ☎(62)2111

人権擁護・行政相談委員会合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。人権問題や法律についてこの機会にぜひご相談ください。

▼開催日時 4月3日(金) 午前10時～午後3時

▼場所 町役場3階 日本間

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先 総務課 秘書広報係 ☎(62)2111

保健

高齢者肺炎球菌の予防接種はお済みですか？

今年度対象の人の接種助成は3月で終了しました。まだ接種を受けていない人は、急いで接種を受けてください。

▼対象者
今年度は次の生年月日の人で今まで一度も接種を受けたことのない人が助成の対象です。

年齢	生年月日
65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日
75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日
80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日
85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日
95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日
100歳	大正3年4月2日～大正4年4月1日
101歳以上	大正3年4月1日以前

▼料金 無料
▼助成期間 27年3月31日まで

▼予診票
町内の医療機関においてあります。町外の医療機関で接種を希望する人は保健福祉課窓口にお越しください。

▼その他
助成を受けられるのは1人1回です。今回接種を受けた人は、今後助成を受けられません。

▼問い合わせ先
保健福祉課 健康づくり係
☎(62) 2115

3・4歳児は日本脳炎の予防接種を忘れずに

日本脳炎予防接種の標準開始年齢は3歳です。子どもが3歳になったら、早めに接種を受けさせましょう(3歳未満の接種はできるだけ避けてください)。今年度4歳で、まだ1度も接種を受けていない子どもにはすみやかに接種を受けさせてください。

▼接種料金 町が負担します。
▼接種方法 医療機関で個別に接種を受けてください。

※最近転入したばかりなどで対象となる子どもがいる人は、予診票をお渡ししますので保健福祉課まで連絡してください。

▼問い合わせ先
保健福祉課 健康づくり係
☎(62) 2115

募集

町勤労者互助会の会員を募集

猪苗代町勤労者互助会は、町内の事業所で働く勤労者の皆さんの生活安定と労働福祉の向上、福利厚生増進などを図る組織です。

月々700円の掛金で幅広い慶事に給付できる共済で、加入請求手続きが簡単なのが特徴です。詳しくは商工観光課にお問い合わせください。

▼加入できる人

- ・町内の事業所に勤務する従業員および事業主
- ・町内居住者で、町外の事業所に勤務する人
- ・労働組合加入者・臨時職員・パートタイマー・その他これに準ずる人は加入できます。

▼新規加入対象年齢 15歳～70歳

▼主な共済内容

- ・給付金による福利厚生(結婚祝金、出生祝金、病傷見舞金、住宅災害金など)
- ・施設入場券の会員価格での販売、旅行、パーティーなどのレクリエーション事業
- ・福島県の労働者支援融資制度

の紹介
▼問い合わせ先
商工観光課 商工観光係
☎(62) 2117

平成27年度町奨学生を募集します

町では、27年度の奨学生を募集します。

対象者は、町内に住所があり、この4月から高等学校に進学する人です。

▼奨学資金の額

月額20,000円以内

▼貸与期間

27年4月から30年3月までの3年間

▼願書提出期限 3月16日(月)

▼出願方法

- ・奨学生願書と奨学生推薦調書を、在学する学校経由で教育総務課へ提出してください。
- ・奨学生願書には、連帯保証人の署名が必要です。
- ・連帯保証人は、本人の父、母、兄弟またはこれに代わる人で、奨学資金返還の義務を負える人に限ります。
- ・願書提出期限後に奨学資金の貸与を希望する場合は、教育総務課にご相談ください。

▼問い合わせ先

教育委員会 教育総務課
☎(62) 5677

閲覧縦覧

固定資産課税台帳などの閲覧と縦覧

27年度の固定資産課税台帳の閲覧を実施します

▼閲覧期間
4月1日(水)～4月30日(木)
(ただし土・日・祝日は除きます)

▼閲覧時間
午前8時30分～午後5時15分
▼閲覧場所
町役場 税務課内(1階)

▼その他
①閲覧の際には本人を確認できる書類(運転免許証など)および印鑑(認印)が必要です。
②代理人(本人および同居の家族以外)の場合は、委任状と代理人本人を確認できる書類(運転免許証など)を持参してください。

～「もしも」の交通事故に備えて～ 町民交通傷害保険のご案内

平成27年度 町民交通傷害保険の加入申し込みが始まります。加入を希望する人は、申込書に記入の上、保険料を添えて町民生活課へお申し込みください。なお、加入の際に他保険の加入状況についての告知義務があります。詳しい内容は、「広報猪苗代3月号」と一緒に配布されたパンフレットをご覧ください。

- 対象者 ①猪苗代町に住居登録している人
②東日本大震災における原発事故の影響により避難している人で「届出避難場所証明書(避難先が猪苗代町であること)」を受けられる人
- 保険料 一人1口360円(1年分)。2口まで加入できます。
※中途加入の場合は月割30円になります。
※保険料は返還できませんのでご注意ください。
- 保険期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- 受付開始 平成27年3月16日から

町民生活課 町民係 ☎(62) 2114

③閲覧期間中は、納税義務者本人の固定資産課税台帳の閲覧や名寄帳の写し(コピー)の交付を無料で受けられます。

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します

町内に土地または家屋を所有し固定資産税を納税している人は、それぞれ町内の他の土地や家屋の価格などについて、土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿で縦覧することが出来ます(ただし、個人情報保護のため所有者名、納税義務者名は記載しておりません)。

▼縦覧期間、時間、場所

課税台帳の閲覧と同じ
▼縦覧できる人
町内に所有する土地または家屋がある納税者

▼その他
縦覧の際には本人を確認できる書類(運転免許証など)および印鑑(認印)が必要です。

※縦覧する際は縦覧を希望する土地・家屋の所在地番が必要で、所有者名、納税義務者名による申し込みはできません。コピーなどの交付もできませんので、あらかじめご了承ください。

▼問い合わせ先

税務課 賦課係
☎(62) 2113

掲示板

告示

・第4号「平成26年度固定資産税督促状の公示送達について」(税務課収納係)

・第5号「不動産等の最高価額申込者決定通知書の公示送達について」(税務課収納係)

・第6号「猪苗代町議会定例会の招集について」(総務課行政管理係)

公告

・第4号「農用地利用集積計画の公告」(農業委員会事務局農地係)

・第5号「インターネット公売による不動産等の最高価額申込者決定について(第7号)」(税務課収納係)

・第6号「インターネット公売の公告について(第8号)」(税務課収納係)

・第7号「都市計画道路路事業計画の変更認可に係る公告」(建設課都市整備係)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。それぞれ担当課に問い合わせください。